

平成31年度版

飛騨市暮らしに役立つ補助制度

平成31年4月1日現在

飛騨市では、「元気で、あんな、誇りの持てるふるさと飛騨市」の実現に向けて、皆様の暮らしに役立つ補助制度を設けています。

平成31年度に新設した補助制度を **新規**、拡充した補助制度を **拡充** と表記し、変更部分に下線が引いてあります。

各制度の詳細な内容は、各担当課までお問い合わせください。

飛騨市暮らしに役立つ補助制度は、飛騨市ホームページでもご覧いただけます。

URL <http://www.city.hida.gifu.jp/>

※この冊子は、飛騨市役所企画部総合政策課または各振興事務所に配布を行っています。



目次

1. 産前・産後

1. 妊婦一般健康診査費助成事業	1P
2. 妊婦歯科検診費助成事業	1P
3. 妊婦通院費助成事業	1P
4. 産後ケアに関する助成事業	1P
5. 産婦健康診査助成事業	1P
6. 特定不妊治療費助成事業	1P
7. 一般不妊治療費助成事業	1P
8. 不育症治療費助成事業	1P
9. 不妊・不育治療通院費助成事業	1P
10. 拡充 大人の風しんワクチン予防接種費用助成事業	2P

2. 子育て

11. 入園・入学準備品支援事業補助金	2P
12. 子ども予防接種費助成事業	2P
13. 母乳育児相談費助成事業	2P
14. 新生児聴覚検査費助成事業	2P
15. 飛騨市育英基金貸付制度	2P
16. 給付型奨学金制度	3P
17. 児童・生徒就学援助制度	3P

3. 健康づくり・高齢者支援

18. がん検診推進事業	3P
19. 飛騨市歯周病検診事業	3P

20.飛騨市成人肺炎球菌ワクチン接種費助成事業	3P
21. 拡充 骨髄移植ドナー助成事業	3P
22.国民健康保険インフルエンザ予防接種助成事業	4P
23.国民健康保険人間ドック費用助成事業	4P
24. 拡充 いきいき健康増進事業	4P
25.高齢者等雪下ろし助成事業	5P
26.買い物お助け便事業	5P
27.家族介護応援手当事業	5P
28.水洗ポータブルトイレ購入費助成事業	5P
29.たん吸引機購入助成事業	5P
30. 新規 運転免許自主返納者への支援事業	5P

4. 仕事

(1) 就職・雇用

31.就職奨励金	6P
32.市民雇用奨励金	6P
33. 新規 トライアル雇用奨励金	6P
34.企業人材確保支援事業補助金	6P
35. 拡充 インターンシップ支援事業補助金	7P

(2) 企業・商店

36. 拡充 起業化促進補助金	7P
37.勤労者生活安定資金融資制度	7P
38.岐阜県経営合理化資金等利子補給制度	8P
39.マル経融資に対する利子補給制度	8P

40.小口融資制度	8P
41.中小企業経営安定資金融資制度	9P
42. 拡充 中心市街地店舗拡大促進補助金	9P
43. 新規 飛騨市創業支援資金利子補給制度	9P
44.飛騨市無線通信機器環境整備補助金(公衆無線 LAN)	10P
45.飛騨市展示会等出展補助金	10P
46.飛騨市店舗リニューアル補助金	10P
47. 新規 飛騨市電子決済端末導入促進補助金	11P
48.飛騨市インターネット環境整備補助金	11P
49.飛騨市新商品開発補助金	11P
50.外国人技能実習生等雇用通訳支援事業補助金	11P
51.外国人技能実習生等面接旅費等補助金	12P
52.外国人技能実習生等空き家等社宅化支援補助金	12P
53.空き店舗改修補助金	12P
54.商店街みだしなみ向上改修補助金	12P

(3) 農林業

55.野生動物侵入防止施設補助金	13P
56.狩猟者育成事業補助金	13P
57.小規模基盤整備事業補助金	13P
58.がんばる農業応援事業費補助金	13P
59. 拡充 中高年帰農者支援事業費補助金	14P
60. 拡充 中高年帰農者就農給付金	14P

(4) 医療・介護・福祉

61.医療・介護専門職 U・I ターン就職奨励金	14P
--------------------------	-----

62.U・I ターン等医療・介護専門職賃貸住宅家賃補助事業	...	14P
63.U・I ターン医療・介護・保育専門職員就職準備金貸付事業		15P
64. 新規 飛騨市出身医療・介護総合人材バンク事業	15P
65. 新規 市内既存医療機関への常勤医師就業奨励金	15P
66.医師養成資金貸与事業	15P
67. 拡充 看護師等修学資金貸与事業	15P
68. 拡充 医療・介護等学生の市内医療・介護機関等アルバイト 及び実習奨励事業	16P
69.シニア介護職就職奨励金事業	16P
70.潜在看護師の職場復帰に向けた看護現場見学体験支援事業		16P
71.潜在看護師の市内医療・介護機関等アルバイト奨励事業		16P
72.潜在看護師就職準備金貸付事業	16P
73. 拡充 介護職員初任者研修費助成事業	16P
74. 新規 介護福祉士実務者研修費用支援事業	17P
75. 拡充 ひとり親家庭介護職資格取得支援事業	17P
76. 新規 専門分野外の学び及び資格取得推進事業	17P
77.買い物弱者支援事業補助金	17P
78.障がい児者支援事業所参入促進事業補助金	17P

5. 住宅

79.住宅新築・購入支援助成金	18P
80.景観形成地区建築物等助成制度	18P
81.賃貸住宅家賃補助金	18P
82.勤労者住宅資金融資制度	18P
83.ひとり親家庭住宅支援事業	19P

84.いきいき住宅改善事業補助金	19P
85.高齢者等屋根融雪等整備事業補助金	19P
86.水洗便所等改造資金融資あっせん助成制度	19P
87.合併処理浄化槽設置整備事業補助金	19P
88.建築物アスベスト対策事業補助金	20P
89. 新規 ブロック塀等撤去補助制度	20P
90.住宅・建築物等耐震化促進事業	20P
91.住宅性能向上リフォーム補助金	21P
92.空き家等賃貸住宅改修事業補助金	21P
93.家財道具処分費等補助金	21P

6. 移住者優遇補助

94.移住者への米贈呈事業（米 10 俵プロジェクト事業）	...	22P
再掲.就職奨励金	22P
再掲.住宅新築・購入支援助成金	22P
再掲.賃貸住宅家賃補助金	22P

7. 地域

95.LED 防犯灯取替補助金	23P
96.集落有集会施設整備事業補助金	23P
97.水洗便所等改造資金特別助成金制度（集会施設）	23P
98. 拡充 危険木処理事業補助金	23P
99.資源回収事業奨励金	23P
100.自主防災組織活動支援補助金	23P
101.防犯カメラ等設置補助金	24P

102.防災土育成事業補助金 24P

8. まちづくり活動等

103.市民発明支援事業補助金 24P

104.まちづくり活動支援補助金 24P

105. **拡充** 小さなまちづくり応援事業補助金 24P

106. **新規** 飛騨市ロケーション誘致促進事業補助金 25P

107.やさしいまちづくり応援事業補助金 25P

9. 観光等

108. **拡充** 飛騨市コンベンション等開催支援補助金 26P

109.外国人観光客受入促進事業補助金 26P

110.外国人旅行者開拓支援事業補助金 27P

1. 産前・産後

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
1	妊婦一般健康 診査費助成事業	お母さんと赤ちゃんの健康と安全な出産のため、妊婦の定期健診費用の一部を助成します。	市内に住所を有する妊婦	妊婦一般健康診査費 14 回分の助成	古川町 保健センター 0577-73-2948
2	妊婦歯科健診費 助成事業	妊婦の歯周病を早期発見するため、歯科健診費用の一部を助成します。	市内に住所を有する妊婦	歯科健診費 3,500 円の助成 (個人負担 500 円あり)	古川町 保健センター 0577-73-2948
3	妊婦通院費助成 事業	通院にかかる負担を軽減するため、通院費の一部を助成します。	次の要件を全て満たす方 ① 出産のため医療機関等に 7 回以上通院していた方 ② 申請日現在、市内に 1 年以上住所を有し、引き続き市内に居住される意思を持つ方	【限度額】5 千円～2 万円 (条件によって助成額が異なりますので、詳細は右記担当課へ)	古川町 保健センター 0577-73-2948
4	産後ケアに関する 助成事業	産後ケア費用の一部を助成します。 産後ケアは、出産後急激な体調の変化がある中で、慣れない育児に奮闘しているお母さんに寄り添いながら、お母さんが明るい気持ちで子育てができるよう専門家がサポートする事業です。	産後 4 か月までの母親とお子さんで、市が必要と認めた方 産科病院への宿泊や日帰りデイサービスの他、助産師が利用者宅を訪問して行うサービス等があります。(要事前相談)	助成回数 7 回 助成額 利用料の 7 割	古川町 保健センター 0577-73-2948
5	産婦健康診査費 助成事業	産婦健診の負担軽減のため、費用の一部を助成します。	市内住所を有し、産婦健診(産後 2 週間及び産後 1 か月)を受診された方	【限度額】産後 2 週間 4,000 円 産後 1 か月 5,000 円	古川町 保健センター 0577-73-2948
6	特定不妊治療費 助成事業	特定不妊治療(体外受精顕微授精、男性不妊手術)の負担軽減のため、費用の一部を助成します。	特定不妊治療を受けた方で下記を全て満たす方 ① 婚姻届を出している夫婦の方 ② 医療保険に加入している方	【限度額】30 万円/回(通算 10 回まで) 詳細は、右記担当課にご確認ください。	古川町 保健センター 0577-73-2948
7	一般不妊治療費 助成事業	一般不妊治療(人工授精等)の負担軽減のため、費用の一部を助成します。	一般不妊治療を受けた方で下記を全て満たす方(男性不妊治療含む) ① 婚姻届を出している夫婦の方 ② 医療保険に加入している方	自己負担の 1/2 【限度額】5 万円/年 (通算 2 年間)	古川町 保健センター 0577-73-2948
8	不育症治療費助成 事業	不育症治療の負担軽減のため、費用の一部を助成します。	不育症治療を受けた方で下記を全て満たす方 ① 婚姻届を出している夫婦の方 ② 医療保険に加入している方 ③ 指定する専門医療機関で治療等された方	自己負担の 1/2 【限度額】30 万円/回	古川町 保健センター 0577-73-2948
9	不妊・不育治療 通院費助成事業	特定不妊・不育治療の通院にかかる負担を軽減するため、通院費の一部を助成します。	特定不妊治療費助成事業(No.13)、または不育症治療費助成事業(No.15)の申請をされた方	15,000 円/1 申請	古川町 保健センター 0577-73-2948

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
10	拡充 大人の風しんワクチン予防接種費用助成事業	生まれてくる赤ちゃんを「先天性風疹症候群」から守ることを目的として予防接種（任意予防接種）費用の一部を助成します。	① 妊娠を希望する女性で風しん抗体価の低い方 ② 妊婦（風しん抗体価が低い方）の夫で風しん抗体価が低い方 ③ 平成2年4月1日以前に生まれた風しん抗体価が低い方（定期予防接種対象者を除く）	助成回数と助成額 【上限】8,000 円/回 1 人につき 1 回限り	古川町 保健センター 0577-73-2948

2. 子育て

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
11	入園・入学準備品支援事業補助金	子育て世代の経済的負担の軽減や子育て環境の充実を図るため、保育園、小学校、中学校、高等学校等へ入園、入学を迎える子を持つ市内の保護者に入園等の準備品にかかる費用を助成します。	【交付対象者】5月1日現在において本市に住所を有する次のいずれかに該当する保護者。 ①市内に住所を有する年少児として保育園等の入園の認定があった園児又は小学校、中学校、高等学校、高等専門学校又は特別支援学校の小学部、中学部又は高等部の第1学年の保護者 ②市内中学校又は特別支援学校中学部を卒業した高等学校、高等専門学校、高等専修学校又は特別支援学校高等部の第1学年の保護者 【手続きについて】 毎年度4月下旬に当課から該当保護者に申請用紙等を郵送します。	【交付対象児・上限額・対象品目】 ○年少児・1万円 スモック・体操服類・昼寝用布団・通園バック・水着等 ○小学校等1年生・2万円 ランドセル・制服類・体操服類・スキー用品、ピアニカ等 ○中学校等1年生・6万円 制服類・体操服類・体育館シューズ・上履き等 ○高等学校等1年生・3万円 教科書・副教材・通学用カバン・制服類・作業服等	子育て応援課 0577-73-2458
12	子ども予防接種費助成事業	次世代を支える子どもを病気から守り、子どもの健康維持及び健やかな成長を支援することを目的に3種類(ロタウイルス・おたふくかぜ・季節性インフルエンザ)の任意予防接種費用の一部を助成します。	【ロタウイルス】・6週～32週（ワクチンによって異なります） 【おたふくかぜ】・1歳～中学3年生 【季節性インフルエンザ】 妊婦／生後6ヵ月～中学3年生 いずれも接種当日、本市に住所がある方	【助成回数・助成額】 ロタウイルス2回・7,000円/回 おたふくかぜ1回・2,700円/回 季節性インフルエンザ2回・2,200円/回	古川町 保健センター 0577-73-2948
13	母乳育児相談費助成事業	健やかな子育てを支援するため、母乳育児相談にかかる費用の一部を助成します。	市内に住所を有する1歳未満児の母親	受診票7枚を交付	古川町 保健センター 0577-73-2948
14	新生児聴覚検査費助成事業	聴覚障害を早期発見するため、検査費用の一部を助成します。	市内に住所を有する保護者が出産した新生児	3,700円/回	古川町 保健センター 0577-73-2948
15	飛騨市育英基金貸付制度	教育の機会均等のため、能力があるにもかかわらず経済的理由により就学が困難な方に、奨学金を無償で貸与することにより、市の将来を担う人材育成を図ります。	① 保護者等が、市内に住所を有し、かつ市税等の滞納がない方 ② 学業成績が優秀な方 ③ 世帯の所得が基準以下の方 ④ 高等学校以上の学校に在学している方 ⑤ 選考委員会により選考された方	【貸付期間】当該学校の正規の修業年限 【貸付月額】高校等は2万円以内 大学(短期大学及び大学院含む。)、高等専門学校及び専修学校は5万円以内	教育委員会 教育総務課 0577-73-7493

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
16	給付型奨学金制度	家庭の経済的理由によらず、希望の道へ進学できる環境を支援するため、ひとり親世帯等の貸付者に対する償還債務を免除します。	飛騨市育英基金貸付者の内下記の①～③のいずれかに該当し且つ、市が定める所得要件に該当する者 ① ひとり親世帯 ② 低所得者世帯 ③ 生活保護世帯	○卒業後、飛騨市の住民となり就労している者(全額免除) ○飛騨市以外の住民となり飛騨市外で就労している者(半額免除)	教育委員会 教育総務課 0577-73-7493
17	児童・生徒就学援助制度	小中学校に就学する上で、経済的理由等により、学校での学習に必要な費用の支払い等が困難な方に対して、その費用の一部を助成します。	飛騨市内に住所を有し、小中学校に在学する児童・生徒の保護者で、下記条件に該当する者 ① 生活保護を受給の方 ② 市民税が非課税の方 ③ 国民年金又は国保料減免の方 ④児童扶養手当受給の方 他	【援助対象項目】 学用品費・通学用品費・体育実技用具費・新入学用品費・修学旅行費・学校給食費・生徒会費・PTA 会費・クラブ活動費（各費用に上限額あり）	教育委員会 学校教育課 0577-73-7494

3. 健康づくり・高齢者支援

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
18	がん検診推進事業	がん検診の受診促進を図り、がんの早期発見と正しい健康知識の普及浸透を図ります。	検診年度 3 月 31 日において下記の各年齢の方が対象 子宮頸がん検診 20 歳 / 乳がん検診 40 歳 胃がん検診 40 歳	自己負担分が無料	古川町 保健センター 0577-73-2948
19	飛騨市歯周病検診事業	特定年齢の方に対し歯周病検診事業を実施することにより、歯周病の進行を抑制して、歯の喪失を予防し、健康で快適な生活が送れるよう支援します。	市内に住所を有し、当該年度内に 40 歳、50 歳、60 歳、70 歳に到達する方	歯科検診費 4,000 円の助成 (個人負担 500 円あり)	古川町 保健センター 0577-73-2948
20	飛騨市成人肺炎球菌ワクチン接種費助成事業	肺炎球菌に起因する肺炎の発病及び重症化を予防し、高齢者等の健康の保持増進を図るため、任意成人肺炎球菌ワクチン予防接種費用の一部を助成します。	市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方 (※ただし、過去 5 年以内に予防接種を受けた方や、過去に定期で成人用肺炎球菌ワクチン予防接種を受けた方は除きます) ① 接種日において 75 歳以上の方 ② 慢性疾患等で肺炎球菌感染による危険度が高く、指定医が必要と認めた方	【限度額】 4,000 円 1 人につき 1 回に限り助成します。	古川町 保健センター 0577-73-2948
21	拡充 骨髄移植ドナー助成事業	ドナー登録の普及を図るため ① ドナー登録者が骨髄移植のために仕事を休まなければならない検査通院や入院に対して助成します。 ② ドナーを雇用している事業所に対しても助成します。	① 日本骨髄バンクが実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業による移植用骨髄等の提供者（ドナー登録者） ② <u>ドナーの骨髄等の提供が完了した日に、ドナーを雇用している事業所（ドナー休暇制度を導入している事業所は除く）</u>	認定施設への通院・入院に要する経費 【上限】 ① 1 日当たり 2 万円、最長 7 日間 ② 1 日当たり 1 万円、最長 7 日間	古川町 保健センター 0577-73-2948

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
22	国民健康保険 インフルエンザ 予防接種助成事業	国民健康保険加入者の疾病を予防するため、季節性インフルエンザの予防接種費用の一部を助成します。	接種日現在において、次のいずれかに該当する飛騨市国民健康保険の被保険者（市の他の予防接種助成制度の対象となる方を除く） ・16～18歳の方（高校生に相当する年代の方） ・満50～64歳の方 ※市内の医療機関で予防接種を受けた場合に限り	2,000円	市民保健課 （市役所） 0577-73-7464
23	国民健康保険 人間ドック費用 助成事業	国民健康保険加入者の疾病の予防・早期発見（治療）のため、人間ドック受診費用の一部を助成します。	受診日現在において、次の全てに該当する飛騨市国民健康保険の被保険者 ・満年齢が35歳以上であること ・国民健康保険料を完納していること ・同一年度内に特定健診を受診していないこと ・人間ドックの検査結果を市に提供できること ・検査結果により特定保健指導の対象となるときは、市保健師による指導を受けること ※市内の医療機関で人間ドックを受診した場合に限り	16,000円	市民保健課 （市役所） 0577-73-7464
24	拡充 いきいき健康 増進事業 ① いきいき券コース ② あんきな外出コース ③ もっと健康にコース ※①②③コースから選択	① いきいき券コース 高齢者等の健康増進や自立した生活の支援を目的とし、温浴施設・タクシー・福祉有償運送・鍼灸マッサージ治療院・宅配弁当・市営バス「ひだまる」・粗大ごみ戸別収集・訪問理容・スキー場施設の利用料金の一部を助成します。 ② あんきな外出コース 一人ひとりの身体状況に応じて外出支援器具の購入費助成を行います。 ③ もっと健康にコース 元気づくりに関心のある元気な高齢者を対象に健康増進器具を支給します。	次のいずれかに該当する方（※①②③コースから選択） ・満70歳以上の方 ・身体障害者手帳の交付を受けた方 ・療育手帳の交付を受けた方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方 ・要介護、または要支援と認定された方	① いきいき券コース 年間100円×45枚 年度中に1回のみ （※①②③コースから選択） ② あんきな外出コース ・ショッピングカート（キャリーカート） 又はシルバーカート（押し車） 実額の1/2【上限10,000円】 ・伸縮ステッキ 実額【上限4,500円】 （※①②③コースから選択） ③ もっと健康にコース ・活動量計（万歩計） ・トレッキングボール1セット ・ <u>血圧計</u> ※ノルディックウォーキング講座やクアオルト講座へ参加すれば、まめとく健康ポイントの対象になります。 （※①②③コースから選択）	地域包括ケア課 0577-73-6233

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
25	高齢者等雪下ろし助成事業	高齢者世帯等の雪害防止と生活の安全を確保するため住宅の雪下ろし費用の一部を助成します。	次のいずれかに該当する方 ・満 70 歳以上の方 ・身体障害者手帳の交付を受けた方 ・療育手帳の交付を受けた方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方 ・要介護、または要支援と認定された方 ・18 歳未満の児童を現に扶養している母子世帯	【上限】50,000 円/年	地域包括ケア課 0577-73-6233
26	買い物お助け便事業	ホームセンターと運送会社が連携して行う日用品等生活用品等の有料宅配サービスを高齢者等が利用する場合に、料金の一部を助成します。	次のいずれかに該当する方が利用する場合 ・満 70 歳以上の方 ・身体障害者手帳の交付を受けた方 ・療育手帳の交付を受けた方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方 ・要介護、または要支援と認定された方	1 回につき配達料の 1/2 【上限 500 円/回】 ただし、助成は同一世帯への配達年 6 回分まで	地域包括ケア課 0577-73-6233
27	家族介護応援手当事業	在宅介護を家族によるインフォーマルケア（介護保険や公共サービスに該当しない支援）に対する給付と位置づけ、介護応援手当を交付します。	① 要介護 3 以上の要介護者を在宅で介護する方 ② 上記の方で、乳幼児の育児や、要介護 2 以下の要介護者又は障がい者のケアを併せて行っている方	① 1 万円/月 ② [①]に 5 千円/月を加算	地域包括ケア課 0577-73-6233
28	水洗ポータブルトイレ購入費助成事業	在宅介護において、要介護者の自尊心を守り、介護者の排泄介助の負担軽減に寄与する水洗ポータブルトイレの導入促進を図るため、介護保険の福祉用具購入費に、上乗せ給付を行います。	要介護者の在宅介護において、水洗ポータブルトイレを設置された方	居宅介護福祉用具購入費及び介護予防福祉用具購入費（1 割負担の方の場合）の介護保険給付上限額 9 万円/年・人を、45 万円/年・人まで上乗せ給付	地域包括ケア課 0577-73-6233
29	たん吸引機購入助成事業	たん吸引の必要な在宅療養高齢者が在宅療養を安心して継続できる家庭環境を整えるため、たん吸引機の購入費を助成します。	頻回なたん吸引が必要な在宅療養中の高齢者を介護する世帯の主要な介護者で、訪問看護等医療者から在宅でのたん吸引の実施の指導を受け、日常的にたん吸引を行うことが可能な介護者	電気式たん吸引機の購入費を対象経費として 25,000 円を上限に、対象経費の 3/4 の額を助成する。	地域包括ケア課 0577-73-6233
30	新規 運転免許自主返納者への支援事業	自ら運転免許を返納される方に対し、タクシーやひだまる等で活用できる、いきいき健康増進事業「いきいき券」を、通常の支給に追加して支給します。	70 歳以上で自ら運転免許を返納された方	返納から 3 年間、いきいき券を毎年 1 冊（4,500 円分）支給	地域包括ケア課 0577-73-6233

4. 仕事

(1) 就職・雇用

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
31	就職奨励金	市内企業における雇用の確保を図る目的で市内の事業所に就職(学卒・U I ターン就職者)された方に対し、奨励金を交付します。	次のいずれかを満たし、市内事業所に 1 年以上常用労働者として勤務し、引き続き本市民である意思を持つ方 ①学卒者等就職者…中学校、高等学校、大学、各種学校及び職業訓練所を卒業又は中退後、3 年以内に飛騨市民として就職した方 ②U I ターン就職者…飛騨市に転入と就職を 1 年以内に行い、就職時の年齢が満 45 歳以下の方	①学卒者等就職者 7 万円 ②U I ターン就職者 5 万円	商工課 0577-62-8901
32	市民雇用奨励金	市内事業所での雇用を促進するため、市民を雇用した事業所へ奨励金を交付します。	次の要件を満たす者を、1 年以上常用労働者として雇用した事業主(対象外の業種があります) ①学卒者等就職者 中学校、高等学校、大学、各種学校及び職業訓練所を卒業又は中退後、3 年以内に飛騨市民として就職した方 ②U I ターン就職者 飛騨市に転入と就職を 1 年以内に行い、就職時の年齢が満 45 歳以下の方	対象労働者 1 人につき 10 万円	商工課 0577-62-8901
33	新規 トライアル雇用 奨励金	就職が困難な求職者の常用雇用を促進するため、ハローワークのトライアル雇用助成金に上乘せして奨励金を交付します。	市税等に未納がなく、市内に事業所を有する事業主であって、以下のいずれかに該当している者をトライアル雇用で採用していること。(外国人はこの限りではない) ・紹介日時点で学校卒業後 3 年以内であり、卒業後、安定した職業に就いていない市内に住所を有する者 ・紹介日時点の前日時点で離職している期間が 1 年を超えている市内に住所を有する者 ・妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業についていない期間が 1 年を超えている市内に住所を有する者	支給されたトライアル雇用助成金と同額	商工課 0577-62-8901
34	企業人材確保 支援事業補助金	市外で開催される就職説明会及び就職フェアに出展する場合、就職情報ポータルサイトに掲載する際に、必要となる経費を一部補助します。	【対象者条件】 ・市税等に未納がなく、採用に関する権限を有している法人又は個人で、市内事業所における労働力の確保を目的として出展すること。 【助成内容】 ・就職フェア出展の際の会場費、資材等輸送料、新規に作成し配布するパンフレット、展示パネル等の作成経費 ・就職情報ポータルサイトに掲載するために必要な費用(基本料金、オプション機能等)	補助対象経費の 1/2 以内、1,000 円未満切り捨て、上限 30 万円、下限 5 万円 同一年度に 2 回まで利用できます。	商工課 0577-62-8901

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
35	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">拡充</div> インターンシップ 支援事業補助金	学生の就労体験（インターンシップ）を受け入れる事業者を支援することで、将来の飛騨市を担う若者の地元への就職及び定住を促進します。	【対象者条件】 ・市税等に未納がなく、実習生とは雇用関係にない法人又は個人で、市内の事業所等でインターンシップを実施するものであること。 【助成内容】 インターンシップを実施し、事業者が負担する以下の滞在費等 ・市内の賃貸住宅等の家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料及びハウスクリーニング料。（ただし、事業者が自ら所有する社宅や社員寮は除く）又は市内施設の宿泊料。 ・公共交通機関の往復交通費	補助対象経費の 1/3 以内、1,000 円未満切捨て 1 回の申請につき、60 日を限度とする。 交通費については、1/2 以内、1,000 円未満切り捨て、上限 3 万円	商工課 0577-62-8901

(2) 企業・商店

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
36	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">拡充</div> 起業化促進補助金	本市を拠点とし、新たに起業する方に対し、起業化計画に基づいた事業費用を助成することで市内の産業経済の活性化を図ります。	飛騨市を拠点として新たな事業を創業・起業する個人、中小企業者、NPO 法人等で起業化計画の認定を受けた方。ただし、補助金の交付を受けた日から 3 年間は当該事業活動を行うと共に、その活動を第三者に譲渡又は転貸してはいけません。 ※市税等に未納がないこと。 ※農業、林業、漁業を主たる事業とする方、フランチャイズ経営の場合等、一部対象外事業があります。 ※起業化計画の認定 事業開始前（備品購入前、建物修繕前）に支援機関（商工会、金融機関等）と相談し、起業化計画書を作成の上、市に提出。市にてその内容の審査を行い認定の可否を決定いたします。	【起業化促進補助金】 起業に必要な直接経費及び付帯経費の 2/3 もしくは 1/5 以内で上限 100 万円 ※飛騨市における都市計画法に基づく用途地域の内、「商業地域」「近隣商業地域」で起業する場合、又は宿泊施設を開業する場合は、上限額を 50 万円上乘せ 【店舗等賃借料補助事業】 店舗等の賃借料を対象経費とし、1/3 以内に相当する額を開業後の 24 ヶ月間 ※年度における上限額は 20 万円で、複数年度にまたがる場合は合計 40 万円まで ※店舗等が住宅を兼ねるような場合において、前年までの補助率 1/5 以内という補助上限から補助率 1/3 以内へと拡充しました。	商工課 0577-62-8901
37	勤労者生活安定 資金融資制度	市内居住の勤労者に生活安定資金（調達が一時的に困難な資金）を融資することで生活安定を図り、住民福祉の向上を図ります。	次の要件を全て満たす方 ① 1 年以上市内に居住している勤労者で、同一事業所に 1 年以上継続勤務している 20 歳以上の方 ② 前年収入が 150 万円以上 400 万円以下で自営業者でない方 【資金使途】 教育・医療・介護・出産・育児・自動車関係資金	【融資限度額】 200 万円以内/世帯 【償還期間】 教育 15 年以内 ① 医療・介護・自動車 10 年以内 ② 出産・育児 5 年以内 【利率等】 ・東海ろうさんの店舗表示金利より 0.3%引き下げ ・保証料は東海ろうさんが全額負担 ・担保不要	商工課 0577-62-8901

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
38	岐阜県経営合理化資金等利子補給制度	市内の施設、設備の設置及び工場の新設・拡張を行い、事業活動の合理化および効率化等を図る事業者又は市内事業者の雇用の確保を推進している事業者が金融機関より借り入れた必要な事業資金の支払利子に対し、利子補給を実施することにより、その事業者及び地域の活性化を図ることを目的とします。	次の条件を満たす必要があります。 ・市内に住所を有する個人又は市内に本社、事業所を有する法人又は組合 ・市税等を滞納していない者 ・岐阜県中小企業振興支援資金融資制度要綱（以下、「要綱」という。）に基づいて行われる経営合理化資金等に係る資金融資の実行を受けた者。ただし、雇用支援資金の利用においては市内事業所の雇用について要綱の内容を満たす者。 ・資金使途については、運転資金は市内の拠点施設における事業活動資金であること、設備資金は市内の施設、設備の設置及び工場の新設、拡張を行うための資金であること。	【利子補給】 融資実行日から3年間、支払った利子の1/2に相当する金額の補給を受けることができます。 （上限 100 万円）	商工課 0577-62-8901
39	マル経融資に対する利子補給制度	商工会議所、商工会の経営指導の中で経営改善が求められ、当該融資を実施する小規模事業者に対し、利子補給により、さらなる資金繰りの円滑化を図ります。	(株)日本政策金融公庫から小規模事業者経営改善資金融資を受けた小規模事業者 ※市内で農林漁業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く）、金融・保険業以外の業種の事業を1年以上営む、従業員20人以下（商業・サービス業を営む場合は5人以下）の会社及び個人 ※市税を完納している中小企業者 ※融資にあたり市内商工会議所・商工会の会員で経営指導を受けていることが必要	【融資概要】 限度額 2,000 万円 融資利率 日本政策金融公庫が定める利率 償還期間 運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 【利子補給】 融資実行日から3年間、支払った利子の1%に相当する金額の補給を受けることができます。	商工課 0577-62-8901
40	小口融資制度	中小企業向けの当該融資制度は、保証料補給や緊急景気対策として利子補給の実施等により利用しやすい制度設計にて、事業の経営安定、資金繰りの円滑化を図ります。	【小規模企業融資】 市内で1年以上同一事業を営む、従業員20人以下の会社及び個人 （商業・サービス業を営む場合は5人以下、政令指定業種は20人以下） 【小口融資】 市内で1年以上同一事業を営む、従業員20人以下の会社及び個人	【小規模企業融資】限度額2,000万円 ただし、既存融資分の信用保証協会保証付き融資残高との合計で2,000万円以内 融資利率 0.8% 償還期間 10年以内 【小口融資】限度額2,000万円 ただし、既存融資分の信用保証協会保証付き融資残高との合計で2,000万円以内（市小規模企業融資、市小口、県小口、協会小口は合わせて2,000万円以内） 融資利率 1.1% 償還期間 10年以内 【利子補給】 融資実行日から3年間、支払った利子の全額補給を受けることができます。 【保証料補給】 支払った信用保証料の1/2以内に相当する金額の補給を受けることができます。	商工課 0577-62-8901

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
41	中小企業経営 安定資金融資 制度	経済環境の変化により、経営を圧迫されている個人、法人の経営安定を目的としています。諸経費支払など、事業に必要な資金の融資を行います。	次の条件を満たす必要があります。 ・個人…市内に住み、住民登録をしている方。 ・法人…本社が市内に登録してある事業所 ・市内で1年以上継続して事業を営む方 ・市税を完納している方 ・岐阜県信用保証協会の次のいずれかの保証の承諾を受けることができる方（普通保証、無担保保証、経営安定関連特別保証、借換保証、経営力強化保証） ・次のいずれかに該当する方 ①最近3ヶ月間の売上高が前年同期比で5%以上減少 ②直近の単年度決算で欠損が生じている ③セーフティネット認定（2号～8号）を受けている	【融資概要】 限度額 3,000万円 融資利率 1.3% 償還期間 運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 【利子補給】 融資実行日から3年間、支払った利子の1/2に相当する金額の補給を受けることができます。	商工課 0577-62-8901
42	拡充 中心市街地店舗 拡大促進補助金	飛騨市を拠点とし、現在事業を行っている店舗とは別に新たな店舗を中心市街地に開設しようとする者を支援し、飛騨市の経済の活性化を図ります。 ※中心市街地とは、市が定める商業地域を指します	飛騨市に拠点をおき、既存事業を規模拡大するため新たに出店する個人、中小企業者、NPO法人等で新規出店計画の認定を受けた方。ただし、補助金の交付を受けた日から3年間は当該事業活動を行うと共に、その活動を第三者に譲渡又は転貸してはいけません。 ※市税等に未納がないこと。 ※農業、林業、漁業を主たる事業とする方、フランチャイズ経営の場合等、一部対象外事業があります。 ※新規出店計画の認定 事業開始前(備品購入前、建物修繕前)に支援機関(商工会、金融機関)と相談し、新規出店計画書を作成の上、市に提出。市にてその内容の審査を行い認定の可否を決定いたします。	【新店舗出店支援補助事業】 新店舗出店に必要な直接経費の補助 補助対象経費の2/3以内に相当する額 上限額100万円（宿泊施設は上限額150万円） 【店舗等賃借料補助事業】 事業拠点となる店舗等の賃借料を対象経費とし、1/3以内に相当する額を開業後の24ヶ月間補助 ※年度における上限額は20万円で、複数年度にまたがる場合は合計で40万円が上限となります) ※店舗等が住宅を兼ねるような場合において、前年までの補助率1/5以内という補助上限から補助率1/3以内へと拡充しました。	商工課 0577-62-8901
43	新規 飛騨市創業支援資 金利子補給制度	市内新規開業者が開業を行うため金融機関より借り入れる事業資金の支払い利子に対し、その一部を補給することにより、新規開業の促進及び経営の安定を図ることを目的とします。	・以下の新規開業に係る資金融資を受けた新規開業者（開業してから1年以内のものも含む）で、市税を完納している市民または本社が市内にある法人。 創業支援資金（岐阜県制度融資） 新規開業資金（株式会社日本政策金融公庫） 女性、若者／シニア起業家支援資金（〃） 再挑戦支援資金（〃） 新事業活動促進資金（〃） 中小企業経営力強化資金（〃） ・市内商工団体又は市が主催する創業支援セミナーに6割以上出席していること。	【利子補給】 融資実行日から3年間、支払った利子の2%に相当する金額の補給を受けることができます。 ※補給対象限度額 2,000万円	商工課 0577-62-8901

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
44	飛騨市無線通信機器環境整備補助金 (公衆無線 LAN)	公衆無線 LAN を整備し、商店へのお客様や外国人観光客など多くの方に無料でインターネットをご利用いただける環境を整えることで、商業活性化を図ります。 特に飛騨市内の商店街や観光客が訪れるエリアでは、どこでもインターネットが使用できる環境を目指すものです。	市内にて 1 年以上経営する店舗又は事務所を有する商工業者（個人の場合は飛騨市民であること）等で、次の条件をすべて満たしている 事業者 ・多くの方にご利用いただくと市が認める場所であること。 ・市税を完納していること。	観光客又は来客者の利便性向上のための無線通信機器環境整備に必要な下記のコストで市が認める範囲とする。 ・通信機器の購入 ・接続に必要な電気工事等 ・導入にかかる初期投資経費 補助対象経費の 1/2 以内 ※ただし、市が指定する S S I D を使用する場合は、補助対象経費の 2/3 以内 (上限 30 万円)	商工課 0577-62-8901
45	飛騨市展示会等 出展補助金	販路開拓に意欲的に取り組む市内商工業者を支援するため、他企業との商談や新しい顧客の発掘に挑み、全国市場への足がかりを積極的に探し出そうとする意欲ある事業者を応援します。	市内にて 1 年以上経営する店舗又は事務所を有する商工業者（個人の場合は飛騨市民であること）等で、次の条件をすべて満たしている 事業者 ・市税を完納していること。 ・販売する商品などが公序良俗に反しないこと。	市外で行われる会場費が必要な展示会や商談会等の出展に要する費用 ・会場費（会場借上料、出展小間料） ・出展に必要な装飾工事、電気工事及び機器等のレンタル経費 ・出展する催事規模に相応する広告宣伝費 補助対象経費の 1/2 以内 (上限 30 万円)	商工課 0577-62-8901
46	飛騨市店舗 リニューアル補助金	市内商店等の魅力ある店舗づくりを促すことで、お客様の満足度を向上させ、商業の活性化とにぎわいの創出を図ることを目的とします。	[対象店舗] ・市内で 1 年以上営業している直接顧客と対面する商売をおこなう小売業、飲食業及びサービス業 [対象者] ・市内に住所を有する個人又は法人 ・過去 3 年間に起業・空き店舗活用・創業支援等にかかる市の支援制度を受けていないこと。 ・市税等滞納がないこと。 ・周辺と調和のとれた街並み景観の形成（飛騨市都市景観条例の規定を順守）に努めること。 [対象工事] ・主に接客に要する店舗部分の改造、改装に要する経費（備品購入や設備、門扉や外構は除く。）とし、市が認める範囲。 ・リニューアル工事費用が 30 万円（消費税抜き）以上であること。 ・市内に本社もしくは支店・営業所を有している法人又は、市内に住所を有する個人事業主が施工するリニューアル工事であること。	補助対象工事費の 1/3 以内とし、限度額 100 万円（ただし、市が認める宿泊業については上限 150 万円とする）。	商工課 0577-62-8901

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
47	新規 飛騨市電子決済端末導入促進補助金	市内商店等の電子決済端末の導入を促進し、海外や都市部からの観光客及び市民が快適に買物できる環境を整え、経済の活性化に資することを目的とします。	<p>[対象となる方]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税に未納が無く、市内で飲食店、小売店、観光施設、サービス業などを営む事業者。 ・フランチャイズ経営でないこと。 <p>[対象要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に複数の事業所、店舗又は売場を有する場合、事業所、店舗又は売場ごとに対象。 ・既に電子決済端末を導入している場合は、新たに導入する端末のみを対象とする。 	補助対象費用を補助（1台につき限度額5万円）	商工課 0577-62-8901
48	飛騨市インターネット環境整備補助金	優れた商品や製品を広く周知させるため、インターネットを活用した商品販売や自社のPRを行い、全国市場への足がかりを積極的に探し出そうとする意欲ある事業者を応援します。	<p>市内にて1年以上経営する店舗又は事務所を有する商工業者（個人の場合は飛騨市民であること）等で、次の条件をすべて満たしている事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税を完納していること。 ・販売する商品などが公序良俗に反しないこと。 	<p>インターネット環境整備に要する下記の費用で市が認める範囲とする。ただし、機器に関する費用は対象外。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの新規作成 ・ホームページのリニューアル経費（外国語対応など何らかの機能強化を原則とする） ・インターネット上に商品の販売サイトを構築する経費 <p>10万円以上の事業で補助対象経費の1/2以内（上限30万円、下限5万円）</p>	商工課 0577-62-8901
49	飛騨市新商品開発補助金	飛騨市ならではの土産品、工芸品などになりうる新商品を積極的に開発し販売しようとする事業者を支援することで、更なる商業の活性化を図ります。	<p>市内にて1年以上経営する店舗又は事務所を有する商工業者（個人の場合は飛騨市民であること）等で、次の条件をすべて満たしている事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産加工品、工芸品等の新商品開発者として市が認める者であること。 ・新商品の販売者（予定者）であること。 ・市税を完納していること。 	<p>新たに製造し販売を予定する農林水産加工品、工芸品等商品の開発研究費に必要な下記のとおり市が認める範囲とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原材料費 ・成分分析費 ・加工委託料 ・マーケティング費 ・アドバイザー経費 ・パッケージデザイン費 ・広告宣伝費 <p>補助上限20万円、補助対象経費の1/2以内 市プロジェクト（えごま・薬草）として呼応するものについては、2/3以内</p>	商工課 0577-62-8901
50	外国人技能実習生等雇用通訳支援事業補助金	外国人技能実習生、労働者を雇用する事業所の業務効率改善を目的とします。	市税等の滞納がなく、市内に事業所を有する個人町または法人で、実習生等を市内事業所で雇用していること。	<p>通訳派遣を受ける際に必要な経費の1/2以内1日あたり1万円が限度（千円未満切捨て）</p> <p>1年度に24日分まで申請することができる。</p>	商工課 0577-62-8901

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
51	外国人技能実習生等面接旅費等補助金	市内の事業者が外国人材を雇用する際の費用負担を軽減することを目的とします。	市税等の滞納がなく、実習生等を市内事業所で雇用する個人または法人であること。	外国人材の採用面接を目的とした渡航費用の1/3以内1回の申請につき5万円が限度（千円未満切捨て） 同一の採用予定者の面接に対し1回まで申請することができる。	商工課 0577-62-8901
52	外国人技能実習生等の空き家等社宅化支援補助金	外国人の住まいの確保と市内の空き家増加の問題解消を目的とします。	市税等の滞納がなく、市内に事業所を有する個人町または法人で、実習生等を市内事業所で雇用していること。	賃貸する空き家等賃貸料の2/3以内、月額3万円が限度（千円未満切捨て） 交付を決定した月の分を含め、実際に賃借した通算36月分を限度とする。	商工課 0577-62-8901
53	空き店舗改修補助金	市内における空き店舗等の流動化を促進し、商業振興、地域活性化を図るため、市内空き店舗等の所有者が、店舗を増改築又はリフォームし、賃貸店舗とした場合、その改修費用の一部を補助します。	次の要件を満たす方 ①空き店舗等の所有者等で、当該空き店舗等を賃貸店舗として活用するために改修工事を行う方（個人から空き店舗等を購入して賃貸を行う、市内の宅地建物取引業者を含む。） ②補助を受けた日から5年間は、転売又は2親等以内の親族に賃貸しない方 ③市税等を滞納していない方 ④暴力団の構成員及び暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していない方 ⑤飛騨市の改修補助金の交付を受けていない方 ⑥10万円以上(税込)の工事 ⑦市内の事業者等と契約する工事	10万円以上の事業で補助対象経費の1/2以内（上限150万円、下限5万円）	商工課 0577-62-8901
54	商店街みだしなみ向上改修補助金	商店街のシンボルであったアーケード等の老朽化に伴う設備の修繕など、商店街景観のみだしなみ向上を目的とした費用の一部を補助します。	商店街発展会等、商業者団体として地域的に組織され、旧来から活動実績がある団体で、下記の改修を行う場合。 ・既存する構築物等の改修費用一式 ・街路灯、スピーカーその他の電気設備の改修または取替費用等	10万円以上の事業で補助対象経費の1/2以内（上限50万円、下限5万円）	商工課 0577-62-8901

(3) 農林業

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課																								
55	野生動物侵入防止施設補助金	農作物等への被害を軽減し、農地等の適切な管理を支援するため、野生動物侵入防止柵等の設置にかかる経費を補助します。	補助金交付対象事業を実施できる個人、法人または団体	施設購入費の1/2以内 【限度額】10万円(個人) 200万円(法人又は団体)	農業振興課 0577-73-7466																								
56	狩猟者育成事業補助金	有害鳥獣を捕獲する後継者の育成を促進することで有害鳥獣対策の強化を図ります。	新たに第1種銃猟免許を取得し、有害鳥獣捕獲に協力する意志のある方	取得経費の1/1以内 【限度額】新規取得者50万円	林業振興課 0577-62-8905																								
57	小規模基盤整備事業補助金	【大区画化支援】 隣接農地の畦の除去や敷高の調整により、10a以上の圃場拡大に要する費用の一部補助。	圃場の大区画化を行なう耕作者及び所有者	補助率：地域の担い手 3/4、担い手以外 1/2 ※ただし、中山間協定農用地内では担い手の有無にかかわらず 3/4 <table border="1"> <thead> <tr> <th>圃場高低差</th> <th>委託施工</th> <th>自主施工</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.0m～0.3m 未満</td> <td>218,000</td> <td>58,000</td> </tr> <tr> <td>0.3m～0.6m 未満</td> <td>369,000</td> <td>116,000</td> </tr> <tr> <td>0.6m～0.9m 未満</td> <td>559,000</td> <td>191,000</td> </tr> <tr> <td>0.9m～1.2m 未満</td> <td>762,000</td> <td>276,000</td> </tr> <tr> <td>1.2m～1.5m 未満</td> <td>983,000</td> <td>376,000</td> </tr> <tr> <td>1.5m～1.8m 未満</td> <td>1,230,000</td> <td>494,000</td> </tr> <tr> <td>1.8m 以上</td> <td>1,489,000</td> <td>620,000</td> </tr> </tbody> </table> 単位：円	圃場高低差	委託施工	自主施工	0.0m～0.3m 未満	218,000	58,000	0.3m～0.6m 未満	369,000	116,000	0.6m～0.9m 未満	559,000	191,000	0.9m～1.2m 未満	762,000	276,000	1.2m～1.5m 未満	983,000	376,000	1.5m～1.8m 未満	1,230,000	494,000	1.8m 以上	1,489,000	620,000	農業振興課 0577-73-7466
		圃場高低差	委託施工	自主施工																									
0.0m～0.3m 未満	218,000	58,000																											
0.3m～0.6m 未満	369,000	116,000																											
0.6m～0.9m 未満	559,000	191,000																											
0.9m～1.2m 未満	762,000	276,000																											
1.2m～1.5m 未満	983,000	376,000																											
1.5m～1.8m 未満	1,230,000	494,000																											
1.8m 以上	1,489,000	620,000																											
【環境改善支援】 給排水設備(水路・排水路・暗渠等)の布設により農業生産性の向上に資する工事に要する費用の一部補助。	圃場環境の改善を行なう耕作者及び所有者	補助率：給排水設備の布設に要する経費の1/2 ※いずれも工種により上限あり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事内容</th> <th>単位</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暗渠パイプ布設工</td> <td>m</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>床掘排水路工</td> <td>m</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>給・排水施設工 (ベンチフリューム布設)</td> <td>m</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td>給・排水施設工 (U型側溝布設)</td> <td>m</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>給・排水管布設工</td> <td>m</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table> 単位：円 ※補助合計額に千円未満の端数が出る場合は切捨。	工事内容	単位	上限額	暗渠パイプ布設工	m	6,000	床掘排水路工	m	500	給・排水施設工 (ベンチフリューム布設)	m	7,000	給・排水施設工 (U型側溝布設)	m	4,000	給・排水管布設工	m	500									
工事内容	単位	上限額																											
暗渠パイプ布設工	m	6,000																											
床掘排水路工	m	500																											
給・排水施設工 (ベンチフリューム布設)	m	7,000																											
給・排水施設工 (U型側溝布設)	m	4,000																											
給・排水管布設工	m	500																											
58	がんばる農業応援事業費補助金	農業所得の向上を目指す市内農業従事者が行う新たな取組、規模拡大に要する経費を補助します。	前年における農業生産物の総販売額が50万円以上であり、交付申請時の満年齢が65歳未満の市内農業従事者または、農業者の組織する団体	対象経費の1/3以内 【限度額】100万円	農業振興課 0577-73-7466																								

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
59	拡充 中高年帰農者 支援事業費補助金	新規で農業を始める中高年の帰農者に、農機具や施設等を導入するために要する経費を補助します。	3年以上農業に従事することを約し、市内で新たに自営就農した45歳以上75歳未満の帰農者の方で出荷組合等に所属される方	対象経費の1/3以内 【限度額】50万円 1件10万円以上の経費を対象	農業振興課 0577-73-7466
60	拡充 中高年帰農者 就農給付金	新規で農業を始める中高年の帰農者に給付金を設けることで、担い手の確保に繋がります	新規で農業を始める45歳以上75歳未満の方で、出荷組合等に所属している方。	就農後3年以内 50万円	農業振興課 0577-73-7466

(4) 医療・介護・福祉

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
61	医療・介護専門職 U・Iターン就職 奨励金	市内の医療、介護、福祉機関等に勤務する医療・福祉分野の専門有資格者を確保し、安定的な医療・福祉サービスを提供します。	【対象職種】 看護師、保健師、助産師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、臨床工学技士、公認心理師、臨床心理士、介護福祉士 【対象者】 U・Iターンにより飛騨市、高山市及び富山市に転入して市内の医療機関や福祉機関（市の直営する機関も含む。）に就職する上記職種の有資格者。	奨励金 ・市内居住者 10万円 ・高山市又は富山市の居住者 5万円 ※2年以内に転職又は退職した場合は返還 ※就職後6月以内に申請	地域包括ケア課 0577-73-6233
62	U・Iターン等 医療・介護専門職 賃貸住宅家賃 補助事業	市内の医療、介護、福祉機関等に勤務する医療・福祉分野の専門有資格者を確保し、安定的な医療・福祉サービスを提供します。	【対象職種】 看護師、保健師、助産師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、臨床工学技士、公認心理師、臨床心理士、介護福祉士 【対象者】 引き続き本市に居住する意思のある上記職種の有資格者で、常勤の専門職員として市内の医療機関や福祉機関（市の直営する機関は除く。）に勤務する次のいずれかの方又はその方と同居する方 ①転入者 転入から1年を経過していない方 ②新婚世帯 婚姻届提出から1年を経過していない夫婦であり、いずれもが公務員以外の世帯	月額家賃から住居手当等及び飛騨市賃貸受託家賃補助金交付額を除いた額（上限1万円） 【交付期間】 36ヶ月	地域包括ケア課 0577-73-6233

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
63	U・I ターン 医療・介護・保育 専門職員就職準備 金貸付事業	市内の医療、介護、福祉機関等に勤務する医療・福祉分野の専門有資格者を確保し、安定的な医療・福祉サービスを提供します。	【対象職種】看護師、保健師、助産師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、臨床工学技士、公認心理師、臨床心理士、介護福祉士、保育士 【対象者】 ・U・I ターンにより飛騨市、高山市及び富山市に転入して市内の医療機関や福祉機関（市の直営する機関も含む。）に常勤の専門職員として就職する上記職種の有資格者。 ・市内医療福祉機関に再復帰する潜在看護師（1年以上離職しており、県ナースセンターに届け出ている者）	貸付金 20万円 （夜勤をする場合さらに10万円加算） 貸付期間 2年間、市内の医療・介護・福祉機関等に勤務することで償還を免除	地域包括ケア課 0577-73-6233
64	新規 飛騨市出身医療・ 介護総合人材 バンク事業	大学、専門学校等で学ぶ学生をはじめ市外遠方で働いている飛騨市出身の医療・介護の専門職員を市として積極的に把握し、地域の就労情報を提供するなど、飛騨市との関係を継続的に構築する。	市外遠方で働く医師又は医療・介護専門職及び医師又は医療・介護専門職を目指す学生	医療・介護総合人材バンク登録者に次の報償品を進呈する。 ① 医師 バンク登録時に3万円を超えない範囲で購入できる市の特産品又は市内商品券 ② 医療専門職及び介護専門職 バンク登録時に5万円を超えない範囲で購入できる市の特産品又は市内商品券 ③ 医師を目指す学生 バンク登録から在学している期間中、毎年度1回額面2万円相当の図書カード	地域包括ケア課 0577-73-6233
65	新規 市内既存医療機関 への常勤医師就業 奨励金	現在の市内民間医療機関の医療機能を維持・確保にあたり、医師を招聘するため、市外で就業している医師が市内医療機関に常勤医として勤務する場合に奨励金を交付する。	市内の民間医療機関に常勤医として勤務又は院長等として就任する市外で就業している医師	奨励金として300万円	地域包括ケア課 0577-73-6233
66	医師養成資金 貸与事業	市内の医療機関等の医師を確保し、安定的な医療を提供します。	医学部医学科に在籍する学生で、将来市内の医療機関等で内科、外科、整形外科、小児科等の医師として勤務しようとする者	入学時 30万円 修学期間中 月20万円 貸与期間 6年を限度 貸与期間の1.5倍の間、市内の医療機関等に勤務することで償還を免除	地域包括ケア課 0577-73-6233
67	拡充 看護師等 修学資金貸与事業	本市の開設する医療機関等の看護師を確保し、安定的な医療を提供します。	看護師、保健師等の大学・養成施設に在籍する学生で、将来本市の開設する医療機関等で勤務しようとする者（卒業後3年半以内に市内の医療・介護機関等に就職するものであること）	修学期間中 月10万円 貸与期間 大学4年、養成施設3年貸与期間の1.5倍の間、本市の開設する医療機関等に勤務することで償還を免除	地域包括ケア課 0577-73-6233

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
68	拡充 医療・介護等学生 の市内医療・介護 機関等アルバイト 及び実習奨励事業	医療・介護等学生の地元就職を推進するため、市内医療・介護機関等での勤務を実際に体験することを主眼に同機関等での実習又はアルバイトを奨励し、市内の医療機関勤務に向けた興味関心を喚起する。	医療介護等の学生で市内の医療・介護機関等で専門職の補助業務等のアルバイト又は実習等を5日以上行う者。 ※医療介護等学生：次の資格取得を目指して就学している学生。 看護師、保健師、助産師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、臨床工学技士、公認心理師、臨床心理士、介護福祉士、保育士	1回のアルバイト日数5～10日又は実習 2万円 1回のアルバイト日数10日以上又は実習 1万円	地域包括ケア課 0577-73-6233
69	シニア介護職 就職奨励金事業	シニア層の方々が人手不足の市内介護事業所で働くことを奨励し、求められる人材として日々ハリを持って働くことで、自らの介護予防にもつなげながら、シニア層の介護就業促進を図ります。	60歳代で市内の介護事業所・養護老人ホームへ介護職員として就職（雇用保険適用者、社会保険適用者として）した方（事務や送迎員等は除く。）。 ※介護職員経験介護職員未経験者又は介護職員経験者で介護職員として再就労するまで6ヶ月就労していなかった方 ※申請時点で飛騨市内の事業所に3ヶ月以上雇用されており、その後1年以上は同事業所に配属される見込みのあること	奨励金 5万円（社会保険適用者） 3万円（雇用保険適用者）	地域包括ケア課 0577-73-6233
70	潜在看護師の職場 復帰に向けた看護 現場見学体験支援 事業	潜在看護師の掘り起こしにより不足する市内の医療福祉現場の看護師を確保するため、岐阜県ナースセンターを通じて市内の医療・福祉機関の看護現場を見学しようとする潜在看護師に対し見学奨励金を交付します。	岐阜県ナースセンターを通じ、市内医療・福祉機関等での看護現場を見学する潜在看護師 （1年以上離職しており、県ナースセンターに届け出ている者）	・1つの施設等を見学につき5,000円 （3箇所までを上限とする。） ・見学に際し、一時保育等子どもの預かりサービス等を利用する場合の費用について5,000円を上限に係る費用を助成する。	地域包括ケア課 0577-73-6233
71	潜在看護師の市内 医療・介護機関等 アルバイト奨励事業	潜在看護師の現場復帰に向けた支援をするため、市内医療・介護機関等での勤務を実際に体験することを主眼に同機関等でのアルバイトを奨励し、看護師としての現場復帰を支援します。	潜在看護師で市内の医療・介護機関等で看護や介護等専門職の補助業務等のアルバイトを5日以上行う者。	1回のアルバイト日数5～10日 2万円 1回のアルバイト日数10日以上 1万円	地域包括ケア課 0577-73-6233
72	潜在看護師就職 準備金貸付事業	市内の医療、介護、福祉機関等に勤務する潜在看護師の職場復帰を支援し、安定的な医療・福祉サービスを提供します	市内医療福祉機関に再復帰する潜在看護師 （1年以上離職しており、県ナースセンターに届け出ている者）	貸付金 20万円 （夜勤をする場合さらに10万円加算） 貸付期間 2年間 市内の医療・介護・福祉機関等に勤務することで償還を免除	地域包括ケア課 0577-73-6233
73	拡充 介護職員初任者 研修費助成事業	介護職員初任者研修を受講し（市で実施する者を除く。）、市内の介護サービス事業所等に就職した方に受講費の一部を助成します。	市内に住所を有している方 研修修了後12ヶ月以内に市内の介護サービス事業所等へ勤務する方	受講費用の1/2の額で上限50,000円 ※ひとり親家庭の親、引きこもり被支援者は70,000円を上限に受講費用全額	地域包括ケア課 0577-73-6233

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
74	新規 介護福祉士実務者 研修費用支援事業	介護福祉士実務者研修を受講し、介護の専門資格を取得する介護未経験者を支援します。	介護福祉士実務者研修を受講する介護未経験者（医療・介護機関等に勤務していない者に限る。） ※医療介護機関等に勤務している方は勤務先の事業所が受講費用を負担した場合に、その雇用先事業所へ市で補助します。	70,000 円上限に支払った受講費用分	地域包括ケア課 0577-73-6233
75	拡充 ひとり親家庭 介護職資格取得 支援事業	ひとり親家庭における介護就労を奨励するため、下記のとおり資格取得支援を行います。介護の専門資格の取得を支援することで安定的な職を確保するとともに生活安定を図りつつ、不足する市内の介護人材の確保につなげます。 ① 介護福祉士実務者研修資格取得支援 ②市実施介護職員初任者研修資格取得支援 ② 求職者訓練等介護職員初任者研修資格取得支援	ひとり親家庭の保護者で右の3つの支援策にある資格取得研修に参加する方 ①介護事業所に勤務しながら介護福祉士の資格取得をめざす方で雇用事業所での資格取得に係る勤務時間の配慮で勤務時間の軽減が図られ給与や賃金が軽減となっている方 ②一般に就労しながら市で実施する介護職員初任者研修を受講する方でスクーリング受講に際し託児等を行う方又はスクーリング受講に係り無給休暇等をとって受講する方 ③国の求職者支援制度による職業訓練として介護職員初任者研修を受講し、職業訓練受講給付金の支給を受け、かつ、労働金庫における求職者支援融資を受けた方	①勤務時間の軽減により減額となる賃金等分※介護福祉実務者研修学習期間（最長6か月）において月額2万円を上限 ②スクーリング受講に際し託児等に係る費用分及びスクーリング受講のため無給休暇をとる等そのことによる賃金減額分賃金等減額分※スクーリング受講日ごとに8,000円を上限 ③融資により借り入れた債務額（月借入額（5万円を上限）に借入月数を乗じた額）	地域包括ケア課 0577-73-6233
76	新規 専門分野外の学び 及び資格取得推進 事業	多職種連携による市民への医療・介護サービスの質の向上のため、個人的に自身の専門職種以外の職種の資格取得や研修を受講することを推奨し、推進する。	自身の専門分野以外の他分野の専門知識の習得又は資格の取得のため、休日等勤務先の業務の扱いではなく個人の意思によって必要な研修又は通信講座を受講する学びの意欲のある市内の医療・介護機関等に勤務する医療・介護等専門職員	受講する研修の参加費用や交通費の1/2の額（1個人年間3万円を上限）	地域包括ケア課 0577-73-6233
77	買い物弱者支援 事業補助金	買い物困難地区に対し、生鮮食料三品及び日用品をあらかじめ巡回コースと時間を設定し移動販売を行う事業者に補助を行うことにより、買い物弱者の買い物機会の確保を目的とします。	次の要件を満たす事業者 ・市内に事務所又は事業所を有する法人又は個人事業主 ・買い物困難地区に週1回以上移動販売を定期的に行うもの ・冷蔵設備を有する移動販売用自動車を使用して行うもの ・移動販売にかかる関係法令を遵守するもの	・運行経費（燃料費・人件費・車検費・修繕費）の一部を補助【限度額】100万円 ・新規参入の場合で車両購入、改造費の1/3を補助【限度額】100万円 ・販売地域拡大のための2台目以降の場合で車両購入、改造費の1/2を補助【限度額】300万円	地域包括ケア課 0577-73-6233
78	障がい児者支援 事業所参入促進 事業補助金	飛騨市内には、障がい児者が利用できる就労や生活の福祉サービスの数が少なく、また、居住地によっては、その通所にかかる時間や交通手段の制約により、希望するサービスが受けづらくなっています。市内に多様な障がい児者支援事業所の参入を促進して、サービスの確保を図り、安定した障がい児者の支援体制を整備します。	次の要件を満たす事業者 ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく障害福祉サービス事業を運営する事業所を本市に開設しようとする者 ・補助金の交付を受けた日から引き続き5年以上、当該事業活動を行う意思があること。 ・補助金の交付を受けた日から5年間は、当該事業活動を譲渡又は転貸しないこと。 ・市税等を滞納していないこと。	補助金の交付額は、補助対象経費の実支出額と下記基準額のいずれか少ない額の2分の1の額とする。 ・事業所及び事業所用地の借上げ費用（年額）120万円（借り上げ後3年以内） ・工事費用又は改修費用500万円 ・利用者送迎用車両調達費用400万円 ・利用者送迎用車両の借上げ費用（年額）79.2万円（借り上げ後5年以内）	障がい福祉課 0577-73-7483

5. 住宅

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
79	住宅新築・購入 支援助成金	市内での定住を促し、人口減少の緩和を図るために、市内に住宅を新築又は購入される方に助成金を交付します。	飛騨市内に定住する目的で住宅を取得する方 (契約を締結し取得の手続きを終えた住宅が対象) 但し、取得期間はH30.4.1からH33.3.31まで	次に示す基本額・加算額のうち、対象者が該当する金額を合計した額(最大180万円) ■基本額 ①住宅取得額1千万円未満 10万円 ②住宅取得額1千万円～2千万円未満 20万円 ③住宅取得額2千万円以上 30万円 ■加算額 ①転入世帯 50万円 (単身赴任で転出している場合を除く) ②市内業者の新築施工 20万円 (建売住宅購入を含む) ③移住世帯の住宅改修 工事費の1/3(上限額100万円)	都市整備課 0577-73-0153
80	景観形成地区 建築物等助成制度	歴史と自然に育まれた飛騨市らしく良好で落ちつきがある都市景観を保全することにより魅力的なまちづくりを推進し、もって後世に残し伝えて行くため補助金を交付します。	①古川町歴史的景観地区、神岡町自然景観融和地区の2地区の中で、景観建築物の新築または、改修等を実施される方 ②都市景観審議会において審査を経たもの	整備経費の1/4以内 【限度額】建物40万円 外構10万円 広告物2.5万円	都市整備課 0577-73-0153
81	賃貸住宅家賃 補助金	人口増加と定住促進による地域経済の発展を目的として、市内の民間賃貸住宅に居住する方(転入世帯、新婚世帯)に対し、賃貸住宅の家賃を奨励金として支給します。	飛騨市民で、引き続き飛騨市に住所を有する意思のある方で次のいずれかの方 ①転入世帯…転入から1年を経過していない世帯 ②新婚世帯…婚姻届提出から1年を経過していない夫婦であり、いずれもが公務員以外の世帯	月額家賃から住居手当などを除いた額の1/2以内 【上限額】①転入世帯 2万円/月 ②新婚世帯 1万円/月 【交付期間】36ヶ月	地域振興課 0577-62-8904
82	勤労者住宅資金 融資制度	市内に居住、または居住しようとする勤労者に対し、住宅資金(住宅新築、購入、増改築、及び住宅建設のための土地購入費)を融資することにより、住環境の改善ならびに定住促進を図ります。	次の要件を全て満たす方 ①市内に居住、または居住しようとする勤労者で、同一事業所に1年以上継続勤務している方 ②前年収入が150万円以上400万円以下で自営業者でない方	【融資限度額】2,000万円以内 【融資限度額・償還期間】 ①有担保(2,000万円以内) 35年以内 ②無担保(500万円以内) 20年以内 【利率等】 ・東海ろうきんの店舗表示金利より0.1%引き下げ ・保証料は東海ろうきんが全額負担	商工課 0577-62-8901

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
83	ひとり親家庭住宅支援事業	ひとり親家庭において、住宅家賃等の経済的負担を軽減し、安心して子育てができるよう以下の支援を行います。 ①特定公共賃貸住宅を安い家賃で提供 ②民間賃貸住宅の家賃の一部を住宅所有者等へ補助	高校生相当以下を養育しているひとり親世帯で下記条件に該当する方 ①月額所得が 158,000 円以下の世帯の方 ②児童扶養手当を受給している方 但し、月額家賃 55,000 円以下の物件に限ります。	ひとり親家庭を支援する住宅として、市が登録した住宅の所有者等に対して当該家賃との差額を補助します。 ①公営住宅相当の家賃 ②月額家賃が 35,000 円を超える額 (上限額 20,000 円/月)	都市整備課 0577-73-0153
84	いきいき住宅改善事業補助金	要援護高齢者等又は重度身体障がい者と同居する世帯に対し、住宅改善の資金を助成します。もって、日常生活の利便を図り、在宅での自立生活の促進や家族の負担軽減、居住環境の向上を図ります。	次の項目を全て満たす方 ①65 歳以上の在宅要援護高齢者規定に該当する方又は介護を要する認知症高齢者等と同居する方 ②6 歳以上の身体障害者手帳所持者で、1 級又は 2 級に該当する下肢、体幹もしくは視覚に障がいのある方 ③地域ケア会議が住宅改善を必要と認めた者と同居する方 ④当該世帯の生計中心者の前年度所得税課税年額が、7 万円未満の世帯に属する方	【限度額】75 万円 (介護保険給付分を含む) (重度障がい者日常生活用具給付分を含む)	地域包括ケア課 0577-73-6233 障がい福祉課 0577-73-7483
85	高齢者等屋根融雪等整備事業補助金	65 歳以上の高齢者世帯や障害を持つ方の世帯において、屋根の除雪対策に改修をされる方に対し、その工事費の一部を助成します。	次のいずれかに該当する世帯 ・満 65 歳以上の世帯 ・身体障害者手帳の交付を受けた世帯 ・療育手帳の交付を受けた世帯 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた世帯 ・要介護、または要支援と認定された世帯 融雪式・落雪式・高床式・耐雪式	対象経費の 2 分の 1 助成 生計中心者の所得に応じて 【限度額】 50 万円・40 万円・30 万円 20 万円	地域包括ケア課 0577-73-6233
86	水洗便所等改造資金融資あっせん助成制度	排水設備工事や水洗便所改造工事を行う方に対し、融資あっせん及び利子補給を行い、水環境の改善や公衆衛生の向上を図ります。	次の要件を満たす方 ①処理区域内にある建築物の所有者 ②市税、下水道受益者負担金等を滞納していないこと ③処理区域となって 3 年以内に改造工事を行う方 ④融資を受けた資金の償還能力がある方 ⑤市内に居住する連帯保証人(1 人以上)を選出	融資あっせんは 200 万円以内 (H31 年の利率：年 2.30%) 利子補給は融資を受けた利子の 1/2	水道課 0577-73-7484
87	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	河川の水質環境の保全を図るため、対象地域内に住宅建物の 50 人以下容量の合併処理浄化槽を設置する場合に補助金を交付します。	下水道集合処理区域外に居住し次のいずれかに該当する方 ①現在汲み取り式、単独処理浄化槽を使用しており、新たに合併処理浄化槽を設置する方。 ②家屋を新築または増築する際の浄化槽設置する方。 ※ただし既に合併処理浄化槽が設置された家屋の建替えや増築時の入替え、下水道集合処理区域内から転居したなど、対象にならない場合があります。	合併処理浄化槽の設置費用 【限度額】5 人槽 35 万 2 千円 7 人槽 44 万 1 千円	水道課 0577-73-7484

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
88	建築物アスベスト対策事業補助金	建築物でアスベストによる健康被害を予防し、生活環境の保全を図るため、建物のアスベスト含有調査及びアスベスト除去等を行う経費を補助します。	①所有又は管理する建築物の吹付け建材について、アスベスト含有の有無に係る調査を行う場合 ②建築物内の吹付けアスベストの除去を行う場合	①分析機関に支払う費用(消費税を除く) 【限度額】25万円/1棟 ②アスベスト除去等費用(消費税を除く)の2/3以内【限度額】200万円/1棟	都市整備課 0577-73-0153
89	新規 ブロック塀等撤去補助制度	地震災害におけるブロック塀等の倒壊による被害を防止し、安全なまちづくりを推進するため、「道路に面して設置されたブロック塀等」の撤去を行う所有者に対して補助金を交付します	次の要件を満たす方 ①補助を受けようとする方及び同居の親族が飛騨市内に住民登録し、市税等を滞納していない方 ②ブロック塀等が市内に在し、所有者が実施する事業であること ③道路面から高さ60センチメートルを超えるブロック塀等であること ④市内業者の施工によるもの ⑤不特定の者が使用する道路及び通路に面していること	ブロック塀の撤去に係る費用の2分の1以内の額 (上限30万円を限度) ※消費税及び地方消費税の額を含む	都市整備課 0577-73-0153
90	住宅・建築物等耐震化促進事業	地震に強いまちづくりを推進するため、市内建築物等の耐震診断及び耐震補強工事に係る経費の一部を補助します。	① 木造住宅耐震診断事業 木造住宅の耐震診断をされる方 ② 木造住宅耐震補強工事費補助事業 (一般補強：Isw1.0 簡易補強：Isw0.7) S56年5/31以前に建築された建物で、①の耐震診断後に補強後の評点が1.0以上または、0.7以上となる耐震補強工事をされる方 ③ 木造住宅耐震補強工事費補助事業(耐震シェルター設置) S56.5.31以前に建築された建物で、①の耐震診断後に耐震シェルターを設置される方 ④ 建築物耐震診断事業 木造住宅以外の建築物の耐震診断を実施される方 ⑤ 特定建築物耐震補強工事費補助事業 S56.5.31以前に建築され、3階建て以上かつ床面積1,000㎡以上の建築物を耐震補強される方 ⑥ 避難所等建築物耐震補強工事費補助事業 飛騨市地域防災計画に避難所等と位置付けられた医療機関・集会場等で、S56年5/31以前に建築された建築物を耐震補強される方	① 全額行政負担(自己負担なし) ② 120万円を限度に補助 ③ 30万円を限度に補助 ④ 耐震診断費用の2/3以内 【限度額】100万円 (事業費算定上の単価限度あり) ⑤ 補強工事費用 (延面積×50,300円を限度)×0.23 ⑥耐震補強工事費用 (延面積×50,300円、限度額1,500万円)の2/3以内	都市整備課 0577-73-0153

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
91	住宅性能向上 リフォーム補助金	市内に居住している個人住宅において、省エネや安全性など住宅性能が向上するリフォームを支援します。	下記の住宅性能向上リフォームを行う方【平成 32 年度まで】 ① 市内に居住している個人住宅のリフォーム ② 市内業者が施工する工事 ③ リフォームに要する費用が 30 万円以上の工事 ④ 上記工事に性能向上リフォームを含む工事 【性能向上リフォームの例】 ○屋根や外壁等の断熱・遮熱改修、塗装 ○外窓交換、内窓設置、ガラス交換 ○段差解消、手すり設置等のバリアフリー化 ○トイレ洋式化 ○防犯カメラ設置 ○高断熱浴槽、高効率給湯器の設置 など	・対象工事費の 20%（上限額 20 万円） ・300 万円以上のローン返済を組んだ場合、3 万円を加算	都市整備課 0577-73-0153
92	空き家等賃貸住宅 改修事業補助金	市内における空き家等の流動化を促進し、定住促進、地域活性化等を図るために、空き家所有者等が当該空き家等を改修工事し、賃貸住宅にする経費を補助します。	次の要件を満たす方 ① 空き家等の所有者等で、当該空き家等を賃貸住宅として活用するために改修工事を行う方（個人から空き家等を購入して賃貸を行う、市内の宅地建物取引業者を含む。） ② 補助を受けた日から引き続き 5 年以上、飛騨市空き家等情報提供サイト「飛騨市住むとこネット」に賃貸物件として登録する意思がある方 ③ 補助を受けた日から 5 年間は、転売又は 2 親等以内の親族に賃貸しない方 ④ 市税等を滞納していない方 ⑤ 暴力団の構成員及び暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していない方 ⑥ 飛騨市の改修補助金の交付を受けていない方 ⑦ 申請年度内に契約、完了する工事 ⑧ 10 万円以上(税込)の工事 ⑨ 市内の事業者等と契約する工事	対象事業費の 1/2 以内 【限度額】150 万円	地域振興課 0577-62-8904
93	家財道具処分費等 補助金	飛騨市空き家バンクに登録して入居者募集を行うおうとする空き家の所有者に対し、家財道具の処分費用の一部を助成します。	空き家の所有者で 3 年を超える期間空き家バンクへ登録する見込みのある方（同一物件又は同一申請者に対し 1 回限り）	① ごみの処分 ② 家財の移設 ③ 敷地内の樹木伐採、草刈等 ④ 相続登記費用のうち、登録免許税に要する経費 【補助金額】 ①～③ 対象事業費の 1/2 上限額 10 万円 ④ 対象事業費の 1/10 上限額 2 万円	地域振興課 0577-62-8904

6. 移住者優遇補助

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
94	移住者への米贈呈事業(米 10 俵プロジェクト事業)	地域に根付く互助の精神及び気質を市外に発信し、市外からの転入と定着の促進を図るため、移住し住宅を取得された方へ米 10 俵を贈呈します。	次のいずれにも該当する方 ①転入してから 3 年以内に、住宅を取得した方 ②「①」に該当になった日から 1 年を経過していない方 ③市内に 2 親等以内の親族がいない方 他	1 世帯 1 年度あたり 60kg の米を 10 年間贈呈	地域振興課 0577-62-8904
再掲	就職奨励金	市内企業における雇用の確保を図る目的で市内の事業所に就職(学卒・U I ターン就職者)された方に対し、奨励金を支給します。	次のいずれかを満たし、市内事業所に 1 年以上常用労働者として勤務し、引き続き本市民である意思を持つ方 (対象外の業種あり) ①学卒者等就職者…中学校、高等学校、大学、各種学校及び職業訓練所を卒業又は中退後、3 年以内に飛騨市民として就職した方 ②U I ターン就職者…飛騨市に転入と就職を 1 年以内に行い、就職時の年齢が満 45 歳以下の方	①学卒者等就職者 7 万円 ②U I ターン就職者 5 万円	商工課 0577-62-8901
再掲	住宅新築・購入支援助成金	市内での定住を促し、人口減少の緩和を図るために、市内に住宅を新築又は購入される方に助成金を交付します。	飛騨市内に定住する目的で住宅を取得する方 (契約を締結し取得の手続きを終えた住宅が対象) 但し、取得期間は H30.4.1 から H33.3.31 まで	次に示す基本額・加算額のうち、対象者が該当する金額を合計した額 (最大 180 万円) ■基本額 ①住宅取得額 1 千万円未満 10 万円 ②住宅取得額 1 千万円～2 千万円未満 20 万円 ③住宅取得額 2 千万円以上 30 万円 ■加算額 ①転入世帯 50 万円 (単身赴任で転出している場合を除く) ②市内業者の新築施工 20 万円 (建売住宅購入を含む) ③移住世帯の住宅改修 工事費の 1/3 (上限額 100 万円)	都市整備課 0577-73-0153
再掲	賃貸住宅家賃補助金	人口増加と定住促進による地域経済の発展を目的として、市内の民間賃貸住宅に居住する方 (転入者、新婚世帯) に対し、賃貸住宅の家賃を奨励金として支給します。	引き続き本市に住所を有する意思のある方で次のいずれかの方 ①転入者 転入から 1 年を経過しておらず、45 歳未満で公務員以外の方 ②新婚世帯 婚姻届提出後 1 年を経過していない夫婦のうち、いずれかが 40 歳未満であり、かつ、いずれもが公務員以外の世帯	月額家賃から住居手当などを除いた額の 1/2 以内 【上限額】 ①転入者 2 万円/月 ②新婚世帯 1 万円/月 【交付期間】36 ヶ月	地域振興課 0577-62-8904

7. 地域

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
95	LED防犯灯 取替補助金	省エネ推進及び防犯灯維持管理費の軽減を目的に、行政区等が維持管理する既存の防犯灯をLEDに取替る経費を補助します。	現在、維持管理している「20W蛍光灯」等の防犯灯をLED化しようとする行政区又は町内会等で構成された団体(市内業者施工。新規防犯灯設置には適用不可。電球のみのLED化も対象外)	1灯につき、取替費用の1/3 【限度額】7,000円/灯【申請回数】年1回	総務課 0577-73-7461
96	集落有集会施設 整備事業補助金	コミュニティのまちづくりを推進するため、地域の中心となる集会施設を新築(増築)する場合に補助金を交付します。	市が集会施設と認め、地域で維持管理する施設	新築(増築)費用の1/3以内 【限度額】3,000万円	教育委員会 生涯学習課 0577-73-7495
97	水洗便所等改造 資金特別助成金 制度(集会施設)	排水設備工事や水洗便所改造工事を行う行政区等に対し助成金を交付し、水環境の改善や公衆衛生の向上を図ります。	次の要件を満たす行政区等 ①飛騨市行政区等設置条例に規定する行政区等が設置する集会所、広場等 ②処理区域となつて3年以内に改造工事を行う行政区等(新築に伴うものは除く)	対象工事費用の1/2【限度額】40万円	水道課 0577-73-7484
98	拡充 危険木処理 事業補助金	倒木による断水や停電、道路の通行止めなどの災害を防ぎ、市民の安全及び道路等の公益機能の確保と地域の里山景観を保全するため、危険木の伐採及び倒木の除去に関する費用の一部を補助します。	【対象者】 市内に危険木を所有する個人または団体 【事業箇所】 ①倒木の除去 倒木を林内放置することにより、新たな事故や災害を誘発する可能性のあるもの、または地域の里山景観を損なう恐れのあるもの、いずれかの倒木(胸高直径13cm以上)を除去する場合 ②立木の除去 倒木により住宅、市所有公共施設、地区集会場、国・県・市指定文化財、市道、林道、送電線又は通信線に被害を与える恐れのある危険木(胸高直径13cm以上)を伐採する場合	①対象経費の50%以内 【限度額】100万円 ②対象経費の80%以内 【限度額】100万円	林業振興課 0577-62-8905
99	資源回収 事業奨励金	廃棄物のうち再生可能な資源の回収事業を実施している団体に対し奨励金を交付します。	PTA、女性団体、子供会等の各種ボランティア団体で、事前に届出のあった団体	次の合計金額とする ①奨励金の対象品目(紙類、繊維類や金属類等)の回収重量(kg)に、原則6円乗じた額 ②資源回収1回につき、3,000円【限度】5回	環境課 0577-73-7482
100	自主防災 組織活動 支援補助金	自主防災組織の防災資機材整備促進を図るとともに、防災意識の高揚及び防災知識の普及をもち、災害による被害の防止及び軽減を図ります。	①自主防災組織が防災資機材を購入する場合 ②自主防災組織が防災訓練を実施する場合 ③自主防災組織が地区避難計画書を作成する場合	①防災資機材を購入する経費の1/3以内 【限度額】15万円 ②防災訓練の実施に要する経費の1/2以内 【限度額】5万円 ③地区避難計画書の作成に要する経費の1/2以内 【限度額】5万円 ※それぞれ年1回限りとする	危機管理課 0577-62-8902

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
101	防犯カメラ等設置補助金	市全体の防犯力の強化及び犯罪発生時の早期解決を図ることを目的に、要件を満たした防犯カメラの設置費用の一部を補助します。	飛騨市に所在する次の団体 ①区及び自治会 ②企業 ③商店街等	対象設置費用の 1/3 以内 【限度額】 1 団体あたり 3 台以内とし、1 台あたり 20 万円。 年 1 回限り	危機管理課 0577-62-8902
102	防災士育成事業補助金	地域防災力向上のために活動するほか、災害時に応急活動を行政と共に進行など防災事業に貢献する防災士の資格を取得しようとする者に補助金を交付する。	①防災士研修講座を受講し、防災士の資格を取得しようとする者 ②資格取得後、防災士として市内の自主防災組織等で活動する意思のある者 ③資格を取得した旨の情報を市内の自主防災組織等に提供することに同意する者 ④資格取得に関し、他の助成制度を受けていない者	①講座の受講料 ②防災士資格取得試験受験料 ③防災士資格認定登録料 以上の合計額【限度額】61,000 円	危機管理課 0577-62-8902

8. まちづくり活動等

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
103	市民発明支援事業補助金	市民等による発明及び考案を支援し、もって本市の産業振興を目指します。	市民ならびに個人事業主が、特許権又は実用新案権の出願を行った発明又は考案	出願、出願審査請求、実用新案技術評価書の請求にかかる事務費用【限度額】35 万円	地域振興課 0577-62-8904
104	まちづくり活動支援補助金	市民主体・地域主体のまちづくり活動を推進するため、市民活動団体の設立に対して支援を行います。	5 人以上の構成員を有し、その過半数が飛騨市内に在住、在勤又は在学し、自主的かつ公益的な事業を行う団体	団体設立に要した事業費の 1/2 以内 【限度額】20 万円	地域振興課 0577-62-8904
105	拡充 小さなまちづくり応援事業補助金	従来まで行われている市民によるまちづくり活動や、新規に行おうとしているまちづくり活動に対し活動費用を助成することにより、その活動がより多くの市民に波及することを目的としています。 助成金はコンペ方式による応募型とします。市民が審査する審査会でプレゼンを行っていただき合否を決定するとともに、その活動内容について市民に P R できる効果、活動団体の主催者の顔が見えることによる安心感、活動団体の主催者の更なるやりがいにも期待しています。 ※新たに登場した「ちよこつと支援部門」は、会場の確保及び利用料及び P R の支援のちよこつとだけ支援がほしいという団体の方向けの部門で随時受付を行います。	【対象団体】 主に市内で活動している団体。ただし、以下の団体は対象外。 ・構成員が 3 人未満の団体（個人は対象外） ・規約等が整備されていない団体 ・宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体 ・暴力団や暴力団員の統制下にある団体 【対象事業】 以下の全てを満たす事業 ・飛騨市が元気になる事業 ・地域に根付いていくことを目的とした事業 ・助成金の交付決定後に行う事業 ・他の補助金等の交付対象になっていない事業 ただし、特定の団体及び個人の直接的な利益を目的とした事業及び宗教活動や政治活動を目的とした事業を除く ※第 1 次審査（書類審査）、第 2 次審査（市民によるコンペ型審査会）を行い、合否を決定します。募集は、年 2 回程度行われます。ちよこつと支援部門のみ随時受付(事前かつイベント 1 か月前)となります。	①種まき部門（初めて行う事業） 対象事業費の 8/10 以内 助成上限 50 万円 ②若葉部門（2～3 年目の事業） 対象事業費の 8/10 以内 助成上限 30 万円 ③花盛り部門（4 年目以降の事業） 対象事業費の 5/10 以内 助成上限 20 万円 ④ちよこつと支援部門 イベント会場等の利用料支援 ※準備及び当日にかかる費用の全額 広報での事前 P R 支援 ※取材を要するため、3 か月前の申請が必要	地域振興課 0577-62-8904

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
106	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新規</div> 飛騨市 ロケーション 誘致促進事業 補助金	市の地域活性化、観光誘客を図るとともに、映像作品等の公開もしくは放送を通じて、市の知名度向上及びイメージアップにつなげる活動に対し一部活動費を補助します。	<p>①ロケーション活動支援 【対象者】 映像作品等の制作を業務とする個人、法人、団体等で適正な会計処理が可能と認められるもの 【対象事業】 広く放送または公開される作品で主に市内で行われるロケーション活動</p> <p>②上映会活動支援 【対象者】 上映会主催者 【対象事業】 ・市内で開催される上映会かつ撮影されたもの又は作品の内容、もしくは作品の主たる制作者が本市にゆかりのある作品</p>	<p>①対象事業費の1/2 上限50万円</p> <p>②映像使用料1作品10万円以内 (3作品以上にあつては上限30万円)</p>	<p>観光課 0577-73-7463</p>
107	やさしいまちづくり 応援事業補助金	子どもから高齢者まですべての市民があんきに暮らせる、やさしいまちづくりに対する活動を応援します。市民自ら地域や生活の課題などについて考え、皆が支え合う地域社会の実現を目指すべく、地域福祉の推進や、福祉のまちづくりにおける課題解決の活動を行う団体を公募し、審査に合格した団体に対し活動費の一部を助成します。	<p>【対象団体】 対象事業（活動）に取り組む市内各種団体（規約等が整備されている団体に限る）ただし、以下の団体等は対象外。 (ア) 構成員が3人未満の団体 (イ) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体 (ウ) 暴力団や暴力団員の統制下にある団体 (エ) 団体名の口座を所有していない団体 (オ) 規約等が整備されていない団体</p> <p>【助成対象事業】 (ア) ひとり親家庭を支援する事業 (イ) 障がい児者を支援する事業 (ウ) 高齢者を支援する事業 (エ) 地域福祉ボランティア活動事業 (オ) その他、福祉分野における課題を解決するための事業 (オ) に該当するその他助成事業として以下のような支援も対象とします。 ・福祉分野活動における利用料助成事業 ・福祉分野活動の物品購入助成事業</p>	<p>助成上限 30万円（予算の範囲内） 助成率 10/10</p>	<p>地域包括ケア課 0577-73-6233</p>

10. 観光等

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
108	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">拡充</div> 飛騨市コンベンション等開催支援補助金	<p>飛騨市外から参加者が集まる大会・会議・合宿などのコンベンションを飛騨市内で開催される場合、条件を満たすものに対して、補助を行います。</p>	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンベンションを主催する者 <p>【対象事業】</p> <p>次の要件を全て満たす事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の施設を会場として開催される事業 ・市外からの参加者等が半数以上を占める事業 ・市内の宿泊施設※に宿泊する参加者等が延べ10名以上（スポーツ大会、合宿にあっては50名以上）である事業 ・興行及び営利を目的としない事業 ・市または市からの補助金等の交付を受けている団体から補助金、負担金等を受けていない事業 ・国・地方公共団体によらない事業 ・政治的及び宗教的活動を目的としない事業 <p>※宿泊施設とは、旅館業法第2条に規定するホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業に該当する施設</p>	<p>①大会、会議、学会、研修会、文化芸術活動、スポーツ大会、合宿にかかる宿泊費</p> <p>【補助金の額】</p> <p>宿泊を伴う参加者等一人につき1,000円</p> <p>【補助限度額】100万円</p> <p>ただし、同一主催者（同一主催者であるとみなされる場合を含む）が、同種のコンベンションを年度内に複数回開催する場合、年度内の補助金上限100万円</p> <p>②スポーツ大会、スポーツ合宿を除くコンベンションにかかる会場使用料</p> <p>【補助金の額】補助対象経費の10/10以内</p> <p>【補助限度額】コンベンション1回につき上限10万円</p> <p>③市内入浴施設の割引</p> <p>【補助金の額】1人100円</p> <p>④文化系合宿、コンサートに関する機材運搬用車両に係る経費</p> <p>【補助金の額】補助対象経費の10/10以内</p> <p>【補助限度額】コンベンション1回につき上限1万円</p>	<p>観光課</p> <p>0577-73-7463</p>
109	外国人観光客受入促進事業補助金	<p>飛騨市を訪れる外国人観光客の利便性を向上させるため、観光施設等における受入体制の整備に取り組む観光事業者等に対して、市の予算の範囲内において飛騨市外国人観光客受入促進事業補助金を交付します。</p>	<p>【対象者】</p> <p>市内の宿泊施設、飲食店、土産物販売店、観光施設等の外国人観光客が観光目的で利用できる施設を経営できる者とし、次の各号に掲げる要件全てを満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ①市内に事業所を有する法人又は個人 ②宗教活動又は政治活動を目的としていないこと ③公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがないもの ④市税等を滞納していないこと ⑤フランチャイズ経営でないこと <p>【対象事業】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①施設内外に設置される看板又は案内表示の多言語化事業。ただし基礎を伴うような大型看板は除く ②事業者が自ら開設するウェブサイトの多言語化事業 ③商品表示又はメニューの多言語化事業 ④施設等を紹介するパンフレット、リーフレット、その他印刷物の多言語化事業 ⑤その他外国人観光客の受入促進に資すると市長が認める事業 	<p>【補助対象経費】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①専門家又はデザイナー等の謝金 ②印刷費 ③翻訳料 ④委託料 ⑤設置工事費 ⑥その他、補助事業の実施に必要な経費であると市長が認めるもの <p>【補助金の額】</p> <p>一事業につき補助対象経費の2分の1以内（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする）を補助するものとし、10万円を限度とする。ただし補助金額が1万円に満たない場合は補助しない</p> <p>【申請回数】</p> <p>一補助対象事業者が申請できる回数は、補助対象事業に掲げたそれぞれの区分につき1回限りとする</p>	<p>商工課</p> <p>0577-62-8901</p>

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
110	外国人旅行者開拓支援事業補助金	民間事業者等による外国人観光客誘致のための活動を支援することにより、民間事業者等の自主的な外国人観光客誘致活動を推進することを目的とし、市の予算の範囲内で補助金を交付します。	<p>【対象者】</p> <p>市内に事業所を有し、外国人観光客誘致に取り組む法人、複数企業によるグループ又は団体で、次に掲げる条件を全て満たすもの</p> <p>①市税等を滞納していないこと</p> <p>②事業内容が公序良俗に反しないもの</p> <p>【対象事業】</p> <p>海外での展示会等は当該年度内に事業が終了するものを対象とする。ただし、当該展示会等の会期が当該年度末から継続して翌年度にかかるもの又は当該展示会等が翌年度に実施されるが、出展小間料等の支払い期限が当該年度中のものは対象。</p>	<p>【補助対象経費】</p> <p>外国人旅行者誘致を目的とした海外での観光展、旅行博又は旅行商談会に参加する費用のうち次に掲げる経費</p> <p>①展示会等へ出展するために必要なスペースの確保に要する経費（会場借上料、出展小間料）</p> <p>②展示会等の出展に必要な装飾工事、電気工事に要する経費</p> <p>③展示会等の出展スペース内で使用する機器等のレンタルに要する経費</p> <p>④その他展示会等出展登録料等</p> <p>⑤展示会等の主会場までの旅費等（宿泊費を含む）</p> <p>⑥その他、市長が必要と認める経費</p> <p>【補助金の額】</p> <p>補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内とし、千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、1回の申請につき30万円を限度とする</p> <p>※同一の補助対象者が同一年度内に交付申請をすることができる補助金は1年度につき100万円を限度</p>	観光課 0577-73-7463